

平成二十二年十一月二十四日提出
質問第一九六号

自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府
の見解等に関する再質問主意書

提出者 浅野 貴博

自国民がノーベル平和賞を受賞したことに係る中国政府による各国政府への圧力に対する政府の見解等に関する再質問主意書

本年十月八日、中国の人権活動家であり、中国当局による逮捕勾留が続いている劉曉波氏がノーベル平和賞を受賞した。右と「前回答弁書」（内閣衆質一七六第一四九号）を踏まえ、再質問する。

一 前回質問主意書で、劉氏のノーベル平和賞受賞について、政府はどのような見解を有しているか等と問うたところ、「前回答弁書」では「政府としては、劉曉波氏のこれまでの活動が、ノルウエーのノーベル賞委員会で評価されたものと受け止めている。」との答弁がなされている。では政府として、「劉曉波氏の前々までの活動」に対し、どのような評価をしているのか説明されたい。

二 前回質問主意書で、世界第二位の経済大国となることが確実視されている中国における人権問題の状況について、政府はどのような見解を有しているか、中国の人権問題について、政府としてこれまで中国政府に対し、何らかの意見を伝えたことはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「中国においても、国際社会における普遍的価値である人権及び基本的自由が保障されることが重要と考えており、これまで日中人権対話などの機会をとらえて中国側にはその旨伝えてきている。」との答弁がなされている。右

の日中人権対話は、菅直人内閣、またそれ以前の鳩山由紀夫内閣、更には前自民・公明政権以前も含め、これまで何度開催され、どのような話し合いがなされてきたのか、具体的な開催日及び内容等、詳細について説明されたい。

三 二の答弁にある日中人権対話は、中国国内における人権問題の改善に向け、実効的な効果のある、意義あるものであったか。具体的根拠と共に、政府の日中人権対話に対する評価を示されたい。

四 中国政府は、劉氏は犯罪者であり、同氏に対するノーベル平和賞の授与は内政干渉であるとして、各国政府に対し、本年十二月十日にノルウエーの首都オスロで開催されるノーベル賞授賞式（以下、「授賞式」という。）に出席しないよう圧力をかけていたと承知する。前回質問主意書で、我が国に対し、中国政府より右のような圧力を受けているか、受けているのなら、それは具体的にどのようなものであり、政府としてどのような反応をしているのかと問うたところ、「前回答弁書」では「中国政府からは、外交ルートを通じ、ノーベル平和賞授賞式への日本政府関係者の出席を控えるよう求める旨の申入れがあった。」との答弁がなされている。右の中国政府による申入れに対する政府の見解如何。

五 政府として、中国政府による「授賞式」不参加を訴える圧力に対し、どのような反応をしてきたのか。

「前回答弁書」では何の答弁もなされていないところ、再度質問する。
右質問する。